

法務省矯成訓第480号

矯正管区長
刑事施設の長

刑事施設の規律及び秩序の維持に関する訓令を次のように定める。
令和7年3月28日

法務大臣 鈴木馨祐
(公印省略)

刑事施設の規律及び秩序の維持に関する訓令

目次

- 第1章 総則 (第1条-第4条)
- 第2章 警備用具等及び装備品 (第5条-第8条)
- 第3章 身体の検査等 (第9条-第11条)
- 第4章 受刑者の隔離 (第12条-第16条)
- 第5章 制止等の措置 (第17条・第18条)
- 第6章 捕縄、手錠及び拘束衣の使用 (第19条-第27条)
- 第7章 保護室への収容 (第28条・第29条)
- 第8章 武器の携帯及び使用 (第30条-第38条)
- 第9章 収容のための連戻し (第39条・第40条)
- 第10章 報告及び記録 (第41条・第42条)
- 第11章 補則 (第43条-第48条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、刑事施設の規律及び秩序を適正に維持するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「法」という。)及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(刑事施設の規律及び秩序の維持の方法)

第3条 刑事施設の職員は、被収容者等（被収容者、労役場留置者及び監置場留置者をいう。以下同じ。）の収容の確保並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を実現するために刑事施設の規律及び秩序を維持するものであって、いやしくも規律及び秩序を維持すること自体を目的としてはならないことに留意するものとする。

2 法第73条第2項の措置は、次の各号に掲げる方法を適切に組み合わせることにより執るものとする。

(1) 壁、錠、扉、警報システムその他の物的設備を用いる方法

(2) 身体の検査等、制止等の措置、懲罰、所持品等の規制その他の措置を用いる方法

(3) 被収容者等の抱える問題を認知して早期に対処することを目的として、対話その他の被収容者等との人間関係を構築するための手法を用いる方法

3 前項各号に掲げる方法を用いるに当たっては、被収容者等の特性を踏まえて適切な方法を選択するものとし、一律に厳格な方法を用いることがないように留意するものとする。

4 第2項第3号に掲げる方法（以下「動的保安」という。）を用いるに当たっては、動的保安が刑事施設の規律及び秩序の維持のほか、法第30条の目的の達成にも有用であることに留意するものとする。

(女子の被収容者等の立会い等)

第4条 男子の刑務官は、女子の被収容者等の入浴及び診療（特に羞恥心を害することのない態様による診療を除く。）の立会いを行ってはならない。

2 前項に定めるもののほか、男子の刑務官が女子の被収容者等の処遇を行う場合の留意事項については、矯正局長が定める。

第2章 警備用具等及び装備品

(警備用具の制式)

第5条 警備用具の制式は、別表のとおりとする。

(警備用具等の管理)

第6条 刑事施設の長は、刑務官のうちから、警備用具、捕縄、手錠、拘束衣及び小型武器（以下この条において「警備用具等」という。）の管理責任者を指定するものとする。

2 前項の管理責任者は、次条第1項又は第2項の規定により貸与中のものを除き、適切に警備用具等を保管しなければならない。

3 第1項の管理責任者は、毎月1回以上、警備用具等の保管状況を検査し、必要に応じて手入れ等の措置を講じなければならない。

4 第1項の管理責任者は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める書面に記録しなければならない。

- (1) 小型武器の授受、修理、若しくは特別手入れを行い、又は小型武器、弾薬若しくは付属品を出納したとき 別記様式第1号から第6号までの書面
- (2) 催涙弾若しくは着色弾の発射機を授受したとき又は催涙弾若しくは着色弾の発射機、催涙弾若しくは着色弾を出納したとき 別記様式第7号から第9号までの書面
- (3) 警備用具等（前2号に掲げるものを除く。）を貸与したとき 別記様式第10号の書面
（警備用具等の貸与等）

第7条 刑事施設の長は、配備数その他の事情を考慮して指定する刑務官に対し、警棒及び第一種の手錠を貸与するものとする。

- 2 刑事施設の長は、刑務官に対し、職務の性質その他の事情を考慮して、警備用具（警棒を除く。）、捕縄又は小型武器（弾薬その他の付属品を含む。以下同じ。）を貸与することができる。
- 3 前2項の規定により貸与された物品（以下この条において「貸与品」という。）は、職務と関係がないことに利用し、又は他人に貸与してはならない。
- 4 刑務官は、貸与品を紛失又は破損しないように適正に使用し、又は保管しなければならない。
- 5 刑務官は、勤務時間中において、貸与品を着装しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 室内で勤務するとき（被収容者等がいる工場、居室棟その他これらに類する場所で勤務するときを除く。）。
 - (2) 会議又は事務打合せに出席するとき。
 - (3) 私服を着用して勤務するとき（貸与品を使用する可能性のある職務に従事するときを除く。）。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、貸与品を着装することが不適當であると刑事施設の長が認めたとき。
- 6 刑務官は、退庁するときは、貸与品（第二種の捕縄を除く。）を返納しなければならない。ただし、刑事施設の長が別に指示するときは、この限りでない。
- 7 刑務官は、貸与品を紛失し、又は破損した場合には、直ちに刑事施設の長に報告しなければならない。
- 8 刑事施設の長は、その指定する職員に、適時、貸与品の員数等を点検させなければならない。
（装備品の貸与等）

第8条 刑事施設の長は、刑務官に対し、次に掲げる装備品を貸与するものとする。

- (1) 刑務官手帳（矯正局長が定める制式の手帳の表紙及び職員証をいう。）
- (2) 呼子笛

(3) 通行鍵その他職務上必要な鍵

- 2 前項の規定により貸与された物品の取扱い等については、前条第3項から第5項まで、第7項及び第8項の規定を準用する。ただし、刑務官手帳は、同条第5項各号に掲げる場合においても着装しなければならない。
- 3 第1項第3号に掲げる装備品については、前条第6項の規定を準用する。

第3章 身体の検査等

(身体の検査)

第9条 刑務官は、法第34条第1項、第75条第1項又は第154条第2項の規定により身体の検査を行う場合には、できる限り、被検査者の羞恥心を損なわないように配慮しなければならない。

(所持品の検査)

第10条 刑務官は、法第44条、第75条第1項又は第154条第2項の規定により被収容者等の所持品を検査するため、その所持品を損壊する必要がある場合には、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 刑務官は、法第75条第1項若しくは第3項又は第154条第2項の規定により被収容者等の所持品又は被収容者等以外の者の携帯品を取り上げて一時保管した場合には、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(居室等の検査)

第11条 刑務官は、上司の指示を受け、定期又は臨時に、居室、工場その他被収容者等が立ち入る場所を検査しなければならない。

第4章 受刑者の隔離

(手続)

第12条 刑事施設の長は、受刑者を隔離（法第76条（法288条において準用する場合を含む。）の規定による隔離をいう。以下この章において同じ。）し、又はその隔離の期間を更新する場合には、受刑者の処遇調査等に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3308号大臣訓令）第12条に規定する処遇審査会の意見を聴くものとする。

- 2 前項に規定する場合において、処遇審査会の意見を聴くいとまがないときは、刑事施設の長は、受刑者を隔離し、又はその隔離の期間を更新した後、速やかに処遇審査会の意見を聴くものとする。

(告知等)

第13条 刑事施設の長は、受刑者又は労役場留置者の隔離を開始する場合には直ちに、隔離の期間を更新する場合には当該更新後の隔離の期間の初日の午前中に、その者に対し、当該措置を講ずること及びその根拠規定を告知するものとする。

(隔離中の者に対する相談助言等)

第14条 刑事施設の長は、隔離中の者については、綿密かつ頻繁な視察により、その動静を的確に把握するとともに、隔離の理由を除去するための相談助言その他適

当と認められる措置を講ずるよう努めるものとする。

(医師の意見聴取)

第15条 刑事施設の長は、隔離中の者の健康状態について医師の意見を聴取する場合には、その医師に診察させる場合を除き、看護師又は准看護師にその状況を把握させ、その医師へ報告させるものとする。

2 前項の報告がなされたときは、その報告を受けた医師において診察の要否を判断するものとする。

3 医師は、診察、看護師又は准看護師の報告その他の方法により隔離中の者の健康状態を把握し、刑事施設の長に意見を述べるものとする。

(期間の計算等)

第16条 隔離の期間は、第13条の規定により隔離の開始を告知をした日から、暦に従って計算するものとする。

2 隔離の期間は、その末日の午後12時を経過することによって満了する。

3 刑事施設の長は、隔離中の者を保護室に收容し、又はその者に閉居罰を科したときは、その時点において隔離を中止するものとする。

第5章 制止等の措置

(制止等の措置の留意事項)

第17条 刑務官は、法第77条第1項又は第2項の規定により被収容者等又は被収容者等以外の者の行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執る場合には、不必要な危害を及ぼし、又は損害を与えないよう留意しなければならない。

(警備用具の携帯及び使用)

第18条 刑務官は、第7条第1項又は第2項の規定により警備用具を貸与されている場合のほか、警備用具の使用が予想される場合であって、一時的に貸与を受けたときは、これを携帯することができる。

2 刑務官は、法第77条第1項又は第2項の措置を執るため警備用具を携帯し、又は使用する場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 被使用者以外の者に対する影響を最小限にとどめる方法で使用する事。

(2) 被使用者その他の者を殊更に刺激するような態様で携帯し、又は使用しないこと。

(3) 警備用具を奪取されないように携帯すること。

3 刑務官は、法第77条第1項又は第2項の措置を執るため警備用具を使用しようとするとき(相手を傷つけ、又は苦痛を与えるおそれのない方法により使用する時を除く。)は、警備用具を使用することを相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫し、予告するいとまのないとき又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

第6章 捕縄、手錠及び拘束衣の使用

(捕縄、手錠又は拘束衣の携帯)

第 19 条 刑務官は、第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により捕縄又は手錠を貸与されている場合のほか、捕縄、手錠又は拘束衣の使用が予想される場合であって、一時的に貸与を受けたときは、これを携帯することができる。

(捕縄、手錠及び拘束衣の使用上の留意事項)

第 20 条 刑務官は、法第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定により捕縄、手錠又は拘束衣を使用する場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけたり、血液の循環を著しく妨げたりする方法等で使用しないこと。
- (2) 捕縄又は手錠は、緊急やむを得ない理由がある場合を除き、捕縄又は手錠以外のものと連結してはならないこと。
- (3) 捕縄、手錠又は拘束衣を使用中(護送時に捕縄及び手錠を使用中の場合を除く。)の被収容者等については、巡回、監視用テレビカメラ等の方法により、綿密かつ頻繁に視察し、その動静を的確に把握するとともに、心情の安定を図るための働き掛けを試みること。
- (4) 被収容者等を護送する場合において、外来患者等がいる病院の通路その他の多数の部外者がいる場所を歩行させるときは、タオルや上着等で手錠本体を覆い、捕縄を上衣の下に使用するなどの方法により、できる限り、部外者に捕縄又は手錠が一見して明らかとならないような措置を講ずること。

(捕縄の使用方法)

第 21 条 刑務官は、捕縄を使用する場合(護送時を除く。)には、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 使用部位は、手首、腰部、大腿部又は下腿部(足首を含む。以下同じ。)とし、連結部位は、手首と腰部、手首相互、大腿部相互、下腿部相互又は手錠と腰部とすること。
- (2) 手首に使用した場合又は手首及び腰部にそれぞれ使用して連結した場合の手の位置は、両手前、片手前片手後ろ又は両手後ろとし、両手首を合わせて使用した場合に限り手首を交差できること。
- (3) 1 個の捕縄を 2 人以上に使用しないこと。
- (4) 使用中の者の食事、用便等に当たっては、原則として捕縄を一時外すこと。

(第一種の手錠の使用方法)

第 22 条 刑務官は、第一種の手錠を使用する場合には、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 手首に使用し、それ以外の部位には使用しないこと。
- (2) 手の位置は、両手前又は両手後ろとすること。
- (3) 1 個の手錠を 2 人以上に使用しないこと。
- (4) 護送時を除き、被収容者等の食事、用便等に当たっては、原則として第一種の

手錠を一時外すこと。ただし、これにより難い場合には、できるだけ次のような措置を執ること。

ア 片手の腕輪を外す。

イ 両手後ろを両手前に変更する。

- (5) 保護室収容中は、次条第2項に規定する場合を除き、原則として第一種の手錠を使用しないこと。

(第二種の手錠の使用方法等)

第23条 刑務官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、被収容者等に第二種の手錠を使用することができる。

- (1) 被収容者等を保護室に収容しようとする場合において、その被収容者等が法第78条第1項第2号に掲げる行為をするおそれがあり、かつ、保護室への収容のみによっては当該行為をすることを抑止できないと明らかに認められるとき。
 - (2) 被収容者等を保護室に収容しようとする場合において、その被収容者等が法第78条第1項第2号に掲げる行為をするおそれがあり、かつ、第一種の手錠の使用による当該行為の抑止ではその被収容者等を保護室に安全に収容することができないと認められるとき。
 - (3) 被収容者等が保護室に収容されている場合において、保護室への収容後もなお法第78条第1項第2号に掲げる行為をするおそれがあり、かつ、保護室への収容のみによっては当該行為をすることを抑止できないと認められるとき。
 - (4) 被収容者等が保護室に収容されている場合において、保護室を損壊し、又は損壊しようとするとき。
 - (5) 保護室が使用できない場合又は整備されていない場合において、被収容者等が法第78条第1項各号のいずれかの行為をするおそれがあるとき。
- 2 刑務官は、第二種の手錠を使用する場合において、手首が腕輪から抜けるおそれがあり、これを防止するため必要と認められる場合には、第一種の手錠を併用することができる。この場合においては、第一種の手錠の左右2個の腕輪を共に同一の手首に使用しなければならない。
- 3 刑務官は、第二種の手錠を使用する場合には、次に掲げる方法によらなければならない。
- (1) 手首に使用し、それ以外の部位には使用しないこと。
 - (2) 連結板の長い方が身体側になるようにすること。
 - (3) 手の位置は、原則として両手前とすること。ただし、両手前では法第78条第1項第2号に掲げる行為又は保護室を損壊することを抑止する上で支障が認められる場合には、両手後ろとすること。
 - (4) 被収容者等の食事、用便等に当たっては、原則として第二種の手錠を一時外すこと。ただし、これにより難い場合には、できるだけ次のような措置を執ること。
- ア 片手の腕輪を外す。

イ 両手後ろを両手前に変更する。

(護送時の使用方法)

第24条 刑務官は、被収容者等の護送時において第一種の手錠及び第一種の捕縄を使用する場合には、第22条第1号から第3号までに掲げる方法によるほか、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 被収容者等の食事、用便等に当たっては、特に必要がある場合を除き、外さないこと。ただし、第一種の手錠については、できるだけ次のような措置を執ること。

ア 片手の腕輪を外す。

イ 両手後ろを両手前に変更する。

(2) 第一種の捕縄の使用部位は、第一種の手錠と腰部とすること。

(3) 複数の被収容者等を護送する場合には、1個の第一種の捕縄により、複数の被収容者等の腰部相互及び第一種の手錠相互を連結することができること。

(緊急時の使用方法の特則)

第25条 刑務官は、緊急その他やむを得ない事由があり、かつ、前4条に規定する方法（以下この条において「通常的使用方法」という。）によっては、捕縄又は手錠を使用する目的を達成することが著しく困難である場合には、通常的使用方法以外の相当な方法により捕縄又は手錠を使用することができる。

2 前項に規定する相当な方法により捕縄又は手錠を使用する必要がなくなった場合には、直ちに、通常的使用方法に変更しなければならない。

(拘束衣の使用法等)

第26条 刑務官は、被収容者等が自身を傷つけるおそれがある場合において、保護室への収容によりこれを防止できないときは、法第78条第2項又は第3項の規定により拘束衣を使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、刑務官は、被収容者等が自身を傷つけるおそれがあり、かつ、保護室が使用できない場合又は整備されていない場合において、捕縄又は手錠の使用その他の方法によりこれを防止できないときは、拘束衣を使用することができる。

3 刑務官は、拘束衣を使用する場合には、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 拘束衣のベルトは、指定された各部位に使用することとし、それ以外の部位には使用しないこと。

(2) 拘束衣の前面と背面は逆に使用しないこと。

(3) 原則として、頭部保護具（ヘッドギア）を装着させること。

(4) 被使用者の食事、用便等に当たっては、その状況に応じて、片手のベルトを解くこと、ジッパーを必要に応じて開放すること、足ベルトを緩めることその他の食事、用便等の支障を緩和する措置を講ずること。

(医師の意見聴取)

第 27 条 刑事施設の長は、法第 78 条第 6 項の規定により医師の意見を聴取する場合には、その医師が被収容者等の健康状態を直ちに把握できる場合を除き、看護師又は准看護師にその状況を把握させ、その医師へ報告させるものとする。

2 前項の報告がなされたときは、その報告を受けた医師において診察の可否を判断するものとする。

3 刑事施設の医師は、診察、看護師又は准看護師の報告その他の方法により拘束衣を使用されている被収容者等の健康状態を把握し、法第 78 条第 6 項に規定する意見を述べるものとする。

第 7 章 保護室への収容

(保護室への収容の留意事項)

第 28 条 刑務官は、法第 79 条第 1 項又は第 2 項の規定により被収容者等を保護室に収容する場合には、綿密かつ頻繁に視察し、その動静を的確に把握するとともに、心情の安定を図るための働き掛けを試みるよう留意しなければならない。

(医師の意見聴取)

第 29 条 法第 79 条第 5 項の規定により医師の意見を聴取する場合については、第 27 条の規定を準用する。

第 8 章 武器の携帯及び使用

(拳銃の事故の防止)

第 30 条 刑務官は、法第 80 条第 1 項の規定により携帯する小型武器である拳銃の取扱いについては、次に掲げる事項を厳守し、事故の防止について細心の注意を払わなければならない。

- (1) 拳銃を手にしたときは、安全装置の状態及び薬室内の弾薬の有無を確かめること。
- (2) 射撃するときのほか、回転式拳銃にあつては撃鉄を起こさず、自動式拳銃にあつては、薬室に弾薬を装填しないこと。ただし、自動式拳銃にあつては、刑事施設の長が特に指示したときは、この限りでない。
- (3) 射撃するときを除き、用心金の中に指を入れないこと。
- (4) 射撃の目標物以外のもの及び跳弾により人を傷つけるおそれのある方向には、銃口を向けないこと。
- (5) 拳銃を他人に渡すとき及び必要があつて拳銃を拳銃入れから出しておくときは、回転式拳銃にあつては弾薬を抜き出し、弾倉を開いたままにし、自動式拳銃にあつては安全装置が掛かっていること及び弾薬が薬室に装填されていないことを確認すること。
- (6) 必要がある場合のほかは、拳銃入れから拳銃を取り出してはならないこと。
- (7) 職務上必要のない者には、拳銃を渡し、又は拳銃に手を触れさせてはならないこと。

(拳銃の携帯方法)

第 3 1 条 刑務官は、刑務官の服制及び服装に関する規則（平成 2 3 年法務省矯成訓第 1 4 2 8 号大臣訓令）の定めるところにより所定の制服等を着用及び着装する場合において、法第 8 0 条第 1 項の規定により拳銃を携帯するときは、拳銃入れに納めて帯革に付け、右腰に装着するものとする。ただし、職務の性質上特に必要がある場合には、刑事施設の長が指示する方法により携帯することができる。

2 前項の方法により、所定の制服等を着用及び着装して拳銃を装着したときは、安全止革を撃鉄に掛けボタンで留めるものとする。ただし、職務の執行に当たり拳銃の使用が予想されるときは、安全止革は外しておくものとする。

3 私服を着用して拳銃を携帯するときは、目立たないよう適宜の方法で携帯するものとする。ただし、職務の執行に当たり拳銃の使用が予想される場合は、この限りでない。

（あらかじめ拳銃を取り出しておくことができる場合）

第 3 2 条 法第 8 0 条第 1 項の規定により拳銃を携帯している刑務官は、職務の執行に当たり拳銃の使用が予想される場合には、あらかじめ拳銃を取り出しておくことができる。

（拳銃を構えることができる場合）

第 3 3 条 刑務官は、法第 8 0 条第 2 項又は第 3 項に規定する場合には、相手に向けて拳銃を構えることができる。

2 前項の規定により拳銃を構える場合には、相手の人数、凶器の有無及び種類その他の事情に応じ、適切な構え方をするものとする。

（拳銃を撃つ場合の予告）

第 3 4 条 刑務官は、法第 8 0 条第 2 項又は第 3 項の規定により拳銃を撃とうとするときは、拳銃を撃つことを相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫し、予告するいとまのないとき又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

（威嚇射撃等を行うことができる場合）

第 3 5 条 刑務官は、法第 8 0 条第 2 項又は第 3 項に規定する場合において、多衆を相手にするとき、相手に向けて拳銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるときその他威嚇のため拳銃を撃つことが相手の行為を制止する手段として適当であると認めるときは、上空その他の安全な方向に向けて拳銃を撃つことができる。

2 前項の規定により威嚇射撃をする場合には、人に危害を及ぼし、又は損害を与えることのないよう、射撃の時機及び方向に注意するとともに、その回数も必要最小限にとどめるものとする。

3 事態が急迫し、威嚇射撃をするいとまのないとき、威嚇射撃をしても相手が行為を中止しないと認めるとき又は周囲の状況に照らし人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるときは、次条の規定による射撃に先立って威嚇射撃をすることを要しない。

4 第1項に定めるもののほか、刑務官は、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、狂犬等の動物その他の物に向けて拳銃を撃つことができる。

(相手に向けて拳銃を撃つことができる場合)

第36条 刑務官は、法第80条第4項に該当する場合には、相手に向けてけん銃を撃つことができる。

2 前項の規定により拳銃を撃つときは、相手以外の者に危害を及ぼし、又は損害を与えないよう、事態の急迫の程度、周囲の状況その他の事情に応じ、必要な注意を払わなければならない。

(拳銃の訓練)

第37条 刑事施設の長は、適正かつ的確な拳銃の使用及び取扱いを図るため、刑務官に対し、拳銃の訓練を行わなければならない。

2 前項の訓練の責任者は、刑務官のうちから刑事施設の長が指名する。

(拳銃の操法)

第38条 拳銃の操法は、矯正局長が定める。

第9章 収容のための連戻し

(逃走行為を抑止するための措置)

第39条 刑務官は、被収容者等が逃走しようとしているところを現認したときは、直ちに、その行為を制止し、その被収容者等を追跡し、その他その逃走行為を抑止するため必要な措置を執らなければならない。

(逃走者の搜索等)

第40条 刑務官は、被収容者等が逃走したとき、又は法第96条第1項の規定による作業若しくは第106条の2第1項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったときは、上司の指示を受け、その逃走者等を搜索し、予想される逃走先を張り込み、その他逃走者等を連れ戻すため必要な措置を執らなければならない。

第10章 報告及び記録

(報告)

第41条 刑務官は、制止等の措置を執り、捕縄、手錠、拘束衣若しくは小型武器を使用し、被収容者等を保護室に収容し、又は法第81条に規定する連戻しに着手した場合には、速やかに、刑事施設の長に報告しなければならない。ただし、護送のため第一種の捕縄及び第一種の手錠を使用した場合には、報告を省略することができる。

2 前項に定めるもののほか、刑務官は、上司に対し、適時に、職務上必要な事項を報告しなければならない。

3 刑務官の報告の要領については、矯正局長が定める。

(記録)

第42条 刑務官は、警備用具を使用した場合には、視察表(被収容者等の場合)又

- は報告書（被収容者等以外の者の場合）に、その状況を記録するものとする。
- 2 刑務官は、捕縄、手錠又は拘束衣を使用し、その使用を中止し、又はその使用方法を変更した場合（拘束衣については更新を含む。）には、視察表及び別記様式第 11 号の捕縄、手錠及び拘束衣使用簿に記録するものとする。ただし、護送時において、第一種の捕縄及び第一種の手錠を使用し、その使用を中止し、又はその使用方法を変更した場合は、この限りでない。
 - 3 刑務官は、被収容者等を保護室に収容し、保護室への収容の期間を更新し、又は保護室への収容を中止した場合には、視察表及び別記様式第 12 号の保護室使用簿に記録するものとする。
 - 4 刑務官は、小型武器を使用した場合には、視察表（被収容者等の場合）又は報告書（被収容者等以外の者の場合）に、その状況を記録するものとする。
 - 5 制止等の措置の状況、捕縄、手錠又は拘束衣の使用（護送時における第一種の捕縄及び第一種の手錠の使用を除く。）の状況、保護室への収容の状況及び小型武器の使用の状況は、録画するものとする。
 - 6 刑事施設の長は、前項の録画を行う者を刑事施設の職員のうちから指名するものとする。
 - 7 前項の指名を受けた職員は、非常ベル、電話連絡等により第 5 項の録画をすべき状況が生じる可能性があることを認知した場合には、録画機器を携行して現場に急行し、又は処遇部門事務室等に設置された録画機器を操作し、その状況を録画するものとする。
 - 8 前項の場合において、第 6 項の指名を受けた職員が録画できなかった場合には、その旨及びその理由を書面に記録しなければならない。

第 11 章 補則

（刑務官の順位）

第 43 条 刑務官の順位は、規則第 8 条に規定する階級の上下による。

- 2 主任副看守長は、副看守長の階級に含まれ、他の副看守長に対して上位の職に当たり、主任看守は、看守の階級に含まれ、他の看守に対して上位の職に当たる。
- 3 同一の階級を有する刑務官の順位は、職の上下による。
- 4 同一の階級及び職を有する刑務官の順位は、その階級又は職に任命された日付の前後により、その日付が同一であるときは前階級、前職又は前階級の上位の職に任命された日付の前後による。
- 5 矯正職員の研修に関する訓令（平成 18 年法務省矯総訓第 3272 号大臣訓令）第 16 条第 1 項及び第 25 条第 1 項に規定する研修を修了した副看守長以下の階級を有する刑務官は、前項の規定にかかわらず、同研修を修了していない同一の階級及び職を有する刑務官の上位とする。

（部隊等の指揮命令）

第 44 条 刑務官が部隊その他の集団により刑事施設の規律及び秩序を維持するた

め必要な措置を執る場合には、指揮者の命令によらなければならない。ただし、状況が急迫し、命令を受けるいとまのないときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する指揮者は、前条の規定により最上位となる刑務官とする。ただし、部隊その他の集団を指揮する刑務官が指定されている場合には、上位の階級を有する刑務官がいる場合を除き、その指定された刑務官を指揮者とする。
- 3 指揮者が命令をすることができないときは、前条の規定により次順位となる刑務官を指揮者とする。
- 4 指揮者は、指揮下にある刑務官に対し、第1項の措置を適正に執るため必要となる役割の分担を指示するものとする。

(非常登庁)

第45条 刑務官は、刑事施設の長から非常招集の命令を受けた場合には、直ちに登庁しなければならない。ただし、地震、火災、暴動その他の非常事態の発生を認識した場合には、やむを得ない事由がある場合を除き、非常招集の命令を待つことなく直ちに登庁しなければならない。

- 2 前項ただし書の規定による登庁の基準については、刑事施設の長が定める。

(勤務場所等)

第46条 刑務官は、勤務箇所を指定されている場合には、上司の許可がある場合その他正当な理由がある場合を除き、その箇所を離れてはならない。

(届出)

第47条 刑務官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を刑事施設の長に届け出なければならない。

- (1) 被収容者等に親族又は知人がいるとき。
- (2) 被収容者等の親族、釈放者その他これに類する者から金品が送付されてきたとき。
- (3) その他刑事施設の長が定める事項に該当するとき。

- 2 前項の届出の様式は、刑事施設の長が定める。

(勤務要領)

第48条 刑事施設の長は、この訓令に定めるもののほか、刑事施設の規律及び秩序の維持に関する刑務官の勤務要領を定めることができる。

附 則

- 1 この訓令は、令和7年3月28日から施行する。
- 2 刑務官の職務執行に関する訓令(平成18年法務省矯成訓第3258号大臣訓令)及び受刑者の隔離に関する訓令(平成18年法務省矯成訓法務省矯成訓第3305号大臣訓令)は、廃止する。

附 則〔令和8年法務省矯成訓第2号大臣訓令〕

この訓令は、令和8年3月27日から施行する。

別表

警備用具の制式

種 類		制 式	材 質
警 棒	第一種	硬質の木材を用い、全長約600ミリメートル、直径約30ミリメートルの円柱とし、両端は丸く角を落とし、把持する部分には、縦に滑り止めの溝を彫り、つけひもを付属させること。重量は340グラムから510グラムまでとする。	木製とする。
	第二種	金属及び特殊ゴムを用い、全長約400ミリメートル、直径は30ミリメートル以内、三段式の伸縮式とし、つけひもを付属させること。重量は210グラムから225グラムまでとし、手元につばを備えるものとする。	金属又は同等の強度の材質とする。
	第三種	金属及び特殊ゴムを用い、全長約400ミリメートル、直径は25ミリメートル以内、三段式の伸縮式とし、つけひもを付属させること。重量は285グラムから300グラムまでとする。	金属又は同等の強度の材質とする。
警じょう		全長1, 300ミリメートル以下、直径約30ミリメートルの円柱とする。	木製又は同等の強度の材質とする。
さすまた		全長2, 300ミリメートル以下とし、把持する棒の部分の直径は、35ミリメートル以下とする。先端には、幅約470ミリメートル以下の半円状又はV字型の腕を設けるものとする。 さすまたの腕には、四肢を固定するための装置を付すことができるものとする。	金属、ゴム等とする。
盾		縦1, 110ミリメートル以下、横535ミリメートル以下とし、盾を三日月状に湾曲させ、中心部に取手を付け、右側上部に補助取手を付けるものとする。 金属製等の盾は、盾上部にのぞき窓を付ける。	金属又は同等以上の強度の材質、あるいは、ポリカーボネートなどとする。
催涙スプレー		容器は缶又はボンベとし、催涙液を噴射することができるものとする。	金属及びプラスチック製とする。
催 涙 弾 ・ 着 色 弾 発 射 機	小型	照準器を装備し、圧縮ガス（二酸化炭素）を使用して、催涙弾又は着色弾1個から5個まで同時に発射できるものとする。	金属、樹脂、ゴム等とする。
	大型	照準器を装備し、圧縮ガス（空気）を使用して、催涙弾又は着色弾を1個ずつ又は連続して発射できるものとする。	金属、樹脂、ゴム等とする。